

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月2日
【会社名】	アドビ・インク (Adobe Inc.)
【代表者の役職氏名】	会長兼CEO（最高経営責任者） (Chair and Chief Executive Officer) シャントヌ・ナラヤン (Shantanu Narayen)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 95110-2704 カリフォルニア州 サンノゼ、パークアベニュー345 (345 Park Avenue, San Jose, California 95110-2704, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石 塚 洋 之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 嶋 愛
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【縦覧に供する場所】	該当なし

1 【提出理由】

本報告書は、2025年6月1日にアドビ・インク（以下「当社」という。）が、当社の「2020年従業員ストック・パーチェス・プラン」（その後の改正及び書換を含む。）（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における完全子会社であるアドビ株式会社の従業員に対し、当社の新株予約権証券（株式を購入する権利）（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。本プランは1996年12月18日開催の当社取締役会で採択され、1997年4月9日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランには、1998年9月23日開催の当社取締役会の決議及び1999年4月15日開催の当社株主総会の承認、並びに2000年9月20日開催の当社取締役会の決議及び2007年11月9日開催の当社取締役会の決議、及び2010年7月1日開催の当社取締役会の役員報酬委員会の決議、並びに2011年2月16日開催の当社取締役会の役員報酬委員会の決議及び2011年2月28日付の全会一致の同意書により採択された当社取締役会の決議及び2011年4月21日開催の当社株主総会の承認、2015年6月22日開催の当社取締役会の役員報酬委員会の決議及び2016年5月9日付の全会一致の同意書により採択された当社取締役会の役員報酬委員会の決議、並びに2020年2月19日開催の当社取締役会の役員報酬委員会の決議及び2020年4月9日開催の当社株主総会の承認により、また1999年10月26日、2000年10月24日及び2005年5月23日実施の株式分割に伴い、変更が加えられている。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

アドビ・インクの新株予約権証券

当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、本プランに基づき、加入期間（以下に定義する。）につき、本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）の各々が、各購入期間（以下に定義する。）に自己の報酬の25%を上限として天引により積み立てる株式購入資金（以下「拠出金」という。）により、購入日（以下に定義する。）において、当該拠出金を本加入日（以下に定義する。）の当社普通株式の公正市場価格（以下に定義する。）と当該購入日の公正市場価格のいずれか低い方の85%の金額で除した数の当社普通株式を取得する権利である。

従って、当社株式の時価が加入日の公正市場価格を下回った場合には、本新株予約権の行使により新株予約権者が取得することとなる普通株式数の上限は、米国内国歳入庁の定める25,000米ドルに制限される。他方、拠出金の額はあらかじめ新株予約権者が定めた金額によるため、増加することはない。

また、本新株予約権の行使時の普通株式1株あたりの払込金額は、各購入日毎に、本加入日における当社普通株式の公正市場価格と当該購入日の公正市場価格のいずれか低い方の85%の金額となる。なお、いずれかの購入日（加入期間の最後の購入日を除く。）の公正市場価格が本加入日の公正市場価格を下回った場合、新株予約権者は本プランから自動的に脱退し、当該購入日の翌日から新たな24ヶ月間を加入期間とする本プランに再加入することとなる（この場合、当該購入日から次の取引日が新たな本加入日となり、各購入日における購入価格は、当該新たな本加入日の公正市場価格と当該購入日の公正市場価格のいずれか低い方の85%となる。）。

本新株予約権は、適格従業員に対し、株式の購入を通じて当社に対する所有者としての権利の取得機会を与えることを目的とするものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による適格報酬からの拠出金の総額により決まるため、上記の払込金額の下限は、加入期間における最初の給与の1%である。また本プランによる割当株式数の上限は103百万株である。

本プランにおける新株予約権の行使条件（本プランへの参加資格を充足し、各購入期間内における当該新株予約権者の報酬の25%を超えない額の積み立てを行なっていること。）が満たされている場合、新株予約権者の拠出金は自動的に各購入日に当社普通株式の購入に充当されるが、新株予約権者がかかる行使条件を満たさない場合には、新株予約権が行使されない可能性がある。

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、本新株予約権は、新株予約権者の本プランからの任意脱退、加入期間における最初の拠出に至る前の拠出の中止、雇用の終了又は当該購入日の前に本新株予約権者が適格従業員でなくなることにより消滅する。その場合、当該購入期間中その時点までに積み立てられた積立額は全額新株予約権者に返金される。

(2) 発行数

68,670.3060個

(注) 発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式（以下「株式」という。）の総数と同数である。また、発行数は、本プランに基づく、一暦年につき25,000米ドルの制限を適用した上で、本加入日の公正市場価格が2025年4月30日の公正市場価格(374.98米ドル)と同じであると仮定して算出したものである。

(3) 発行価格

0米ドル（0円）

(注) 本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル＝144.87円の換算率（株式会社三菱UFJ銀行の2025年5月30日現在の対顧客電信直物売相場）により計算されている。

(4) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(イ) 株式の種類

当社記名式額面普通株式（額面0.0001米ドル）

(ロ) 株式の内容

当社の基本定款では、当社が普通株式に加えて、優先株を発行することができると定められている。

(ハ) 株式の数

本新株予約権1個あたり1株（全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：68,670.3060株。但し、総株式数については、当社につき株式配当、株式分割その他の資本構造の変更があった場合には、当社取締役会が公正と判断する方法により調整を行う。）

(注) 全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数は、(i)2025年4月30日現在の日本における適格従業員（以下に定義する。）の全員（515名）が本プランに参加し、最大限まで株式を購入し、かつ、(ii)本加入日の公正市場価格が2025年4月30日の公正市場価格（374.98米ドル）と同じであると仮定して算出したものである。

本募集の対象となる従業員は、適格従業員のうち、2025年6月1日現在本プランに参加していない者、2025年6月1日以降2025年6月30日の終了時点（カリフォルニア時間）まで（同時点を含む。）の期間に本プランから脱退する者及び2025年6月30日に本プランへの加入期間（以下に定義する。）が終了する者であり、本プランの下、24ヶ月の期間（以下「加入期間」という。）（本報告書に係る加入期間は2025年7月1日から2027年6月30日までである。）につき、各新株予約権者が、毎年6月30日及び12月31日に終了する6ヶ月間（それぞれを以下「購入期間」という。）（本報告書に係る購入期間は2025年7月1日から2025年12月31日まで、2026年1月1日から2026年6月30日まで、2026年7月1日から2026年12月31日まで及び2027年1月1日から2027年6月30日までの4期間である。）に自己の適格報酬（基本給又は給与、時間外手当、賞与、歩合給、シフト手当、有給休暇分の支払給与、解雇予告手当、及び何らかのプログラム又はプランに基づく繰り延べ報酬（米国内国歳入法第401条(k)又は第125条に基づくものを含むが、これに限定されない。）を含む。）に対して25%を上限として1%単位で自ら設定する割合の金額を株式購入資金として天引により積み立て、各購入期間の最終取引日（以下「購入日」という。）に、積み立てられた金額全額をもって自動的に株式を購入する。

当社は、本プランに2つの要素、すなわち、米国内国歳入法第423条要素（以下「423条のコンポーネント」という。）及び米国内国歳入法第423条以外の要素（以下「423条以外のコンポーネント」という。）を持たせる考えである。

適格従業員とは、米国内国歳入法に定める従業員のうち、以下の従業員を除いた者をいう。

- (a) 通常の勤務時間が週20時間に満たない者。
- (b) 1暦年における通常の勤務期間が5ヶ月を超えない者。

但し、参加会社の従業員は、通常の勤務時間が週20時間及び/又は1暦年あたり5ヶ月に満たない場合であっても、当該地域の法で認められる範囲において、適格従業員となる可能性があり、また、単独オフファリング若しくは423条以外のコンポーネントに参加する適格従業員のために委員会（以下に定義する。）が（適用ある地域の法で要求される場合に）設定した1週間あたりの勤務時間数及び/又は1暦年の月数に満たない場合であっても、適格従業員となる可能性がある。

委員会とは、本プランの運営のために適法に任命され、取締役会により指定される権限を有する取締役会の委員会をいう。委員会の権限が明示的に制限されていない限り、委員会は、本プランの条項及び法により課される適用ある制限に服することを条件に、本プランを修正又は終了する権限を含め（これに限定されない。）、本プランにおいて付与される取締役会の全ての権限を有するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり318.733米ドル（46,175円）（全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額：21,887,493米ドル（3,170,841,111円）。但し、当社につき株式配当、株式分割その他の資本構造の変更があった場合には、当社取締役会が公正と判断する方法により調整を行う。）

(注) 上記の金額は、2025年4月30日の公正市場価格（以下に定義する。）374.98米ドルの85%で算出した見込額である。実際の払込金額は、各購入日について、加入期間の最初の取引日（以下に定義する。）である2025年7月1日（以下「本加入日」という。）の公正市場価格と当該購入日の公正市場価格のいずれか低い方の85%である。

公正市場価格とは、当該日の米国ナスダック市場における株式の終値をいう。

(7) 新株予約権の行使期間

2025年12月31日、2026年6月30日、2026年12月31日及び2027年6月30日。但し、同日が米国の証券取引所において取引が行われる日（以下「取引日」という。）でない場合には、当社が定める直近の取引日とする。

本新株予約権行使の効力は、上記行使期間に自動的に発生する。

(8) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権者が行使できる本新株予約権の数は、(i)本募集に係る加入期間に計5,000個、及び(ii)1暦年につき25,000米ドルを本加入日の公正市場価格で除した数を限度とする。

本新株予約権は、新株予約権者の本プランからの任意脱退、加入期間における最初の拠出に至る前の拠出の中止、雇用の終了又は本新株予約権者が適格従業員でなくなることにより消滅する。その場合、当該購入期間中その時点までに積み立てられた積立額は全額新株予約権者に返金される。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

購入権は、遺言又は相続及び遺産分配の法律による場合を除き、いかなる方法によっても譲渡することができないものとし、参加者の生存中に参加者のみが行使できるものとする。

(11) 取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

アドビ株式会社の従業員 515名

本募集の対象となる従業員は、アドビ株式会社の従業員のうち適格従業員（2025年4月30日現在515名）であり、2025年6月1日現在本プランに参加していない者、2025年6月1日以降2025年6月30日の終了時点（カリフォルニア時間）まで（同時点を含む。）の期間に本プランから脱退する者及び2025年6月30日に本プランへの加入期間が終了する者である。

(12) 勧誘の相手方である従業員の会社と提出会社の関係

提出会社がその発行済株式を100%保有する完全子会社である。

(13) 勧誘の相手方と相手会社との間の取り決めの内容

各新株予約権者が行使できる本新株予約権の数は、(i)本募集に係る加入期間に計5,000個、及び(ii)1暦年につき25,000米ドルを本加入日の公正市場価格で除した数のうち、いずれか先に到達した数を限度とする。